

平成29年度包括外部監査 意見に対する措置状況

報告書 ページ	大項目	小項目	区分	所管課	内容	講じた措置等	
1	21	第3-1 財政状況	(2)経営成 績 損益計 算書	意見	県立病院課	(意見) 香川県立病院経営評価委員会による確認作業自体を形骸化させないためにも、類似団体等との比較を実施するなど、継続して取組みを強化していくという経営姿勢を醸成することが重要であると思われる。	毎年度、総務省の決算統計公表後の経営会議において、同統計を用いて類似団体や他の公立病院等と比較を行い、全病院が情報を共有し、分析を行うことで、経営改善につなげていくこととした。
2	22	第3-2 病院事業に おける経営 指標	(1)経営の 健全性・効 率性	意見	県立病院課	(意見) 年度ごとの経常収支比率の把握と併せ、世代間負担の衡平性の視点から、現況の累積欠損金がどの程度の水準であり、中長期的にどのように対応していくのか、について検討する必要があると思われる。	年度ごとの経常収支比率の把握は決算で行っているが、累積欠損金については、その性質を分析し、資本金の額の減少等による整理を検討している。 また、将来世代の負担を増大させないよう、第3次県立病院中期実施計画に沿って内部留保資金の確保に努め、投資水準の適正化を図る。
3	24	第3-2 病院事業に おける経営 指標	(1)経営の 健全性・効 率性	意見	県立病院課	(意見) 経営の効率性を検証するために、委託料対医業収益比率などを検討することが望ましい。	毎年度の決算において分析している経常収支比率等に加えて、30年度決算における分析に、委託料対医業収益比率等を盛り込み、類似団体との比較により検証することとした。
4	26	第3-2 病院事業に おける経営 指標	(2)有形固 定資産・老 朽化の状況	意見	県立病院課	(意見) 丸亀病院では、施設等の老朽化率が高い。施設の再投資計画を策定する必要があると思われる。	施設の現況を踏まえ、費用対効果も勘案して、適切かつ計画的な投資が行えるよう、引き続き、予算編成等を通じて検討・分析を進める。

平成29年度包括外部監査 意見に対する措置状況

報告書 ページ	大項目	小項目	区分	所管課	内容	講じた措置等	
5	27	第3-2 病院事業における経営 指標	(2)有形固 定資産・老 朽化の状況	意見	県立病院課	(意見) システム調達や運用面での課題に対処するため、各病院の専門要員で構成するワーキンググループを設置するなど、病院事業全体として有機的かつ効率的に検討する体制を整備すべきである。	平成32年度の中央病院情報システムの更新に向けたワーキンググループを平成30年4月に設置した。 当該ワーキンググループに各病院の情報システム担当者が参加することで、病院局全体として情報システムに関する知識を共有し、検討できる体制を整備した。
6	27	第3-2 病院事業における経営 指標	(2)有形固 定資産・老 朽化の状況	意見	県立病院課	(意見) 病床規模等が類似した団体等との比較などにより、設備投資の規模について検討を行い、必要に応じて投資計画の策定・見直しを行うことが望まれる。	計画期間を平成28年度から32年度とする「第3次県立病院中期実施計画」において設備投資の適正額について検討しており、毎年度予算編成を通じて、収支実績や目標指標の進捗状況、類似団体との比較等を踏まえて、適宜見直しを行うこととした。
7	33	第4-1 県立病院課	(1)運営状 況	意見	県立病院課	(意見) 各病院で、運営委員会等に付議する必要のある事項について、あらかじめ定めておくことが望まれる。	各病院における運営委員会等の設置要綱や規程にある付議事項を、今年度中に現行の規定より具体的に定めることとした。
8	34	第4-1 県立病院課	(2)財務プ ロセス	意見	県立病院課	(意見) 平成28年度香川県立病院事業会計決算書では、「第3 財務諸表附属書類」とすべきところ、「第3 財務諸表附属明細書」となっている箇所があった。決算書作成にあたり、最終的に表示様式に関するチェックを実施する必要がある。	平成29年度決算書作成において、表示様式を確認し、適正な表示を行った。今後とも表示形式に関する確認を徹底する。
9	34	第4-1 県立病院課	(2)財務プ ロセス	意見	県立病院課	(意見) 次回システム改訂時には、現在、手作業によって作成している決算書類について、システムにより作成できないか、検討することが望まれる。	現行の財務会計システムは平成26年度に導入しており、次回の財務会計システム更新時には、費用対効果も勘案して、決算書類の作成も含めた仕様を作成し、調達を行う。

平成29年度包括外部監査 意見に対する措置状況

報告書 ページ	大項目	小項目	区分	所管課	内容	講じた措置等	
11	42	第4-1 県立病院課	(5) 固定資産管理プロセス	意見	県立病院課	(意見) 感染症病棟施設運営にあたっては、他病院の状況等も参考に、医師や看護師の雇用・配置や医療機器等の管理など中長期的な計画を策定し、知事部局の負担を念頭に最小の経費でもって運営することが望まれる。	計画期間を平成28年度から32年度とする「第3次県立病院中期実施計画」において、他病院の状況等も参考に、医師や看護師の雇用・配置や病院全体の医療機器等の中長期的な計画を策定しており、個別の医療機器については、耐用年数等を踏まえ、当初予算編成等を通じて、個別に適正額について精査することとした。
12	43	第4-1 県立病院課	(5) 固定資産管理プロセス	意見	県立病院課	(意見) 他県の調達事例等も調査し、システム調達にかかる市場競争原理が働くよう、仕様書等の見直しなど戦略的に検討する必要がある。	電子カルテシステムの更新サイクルは6～7年であり、今後のシステム調達に当たっては、他県の状況を確認し、より多くの事業者が参入し、競争性が働くよう、選択幅を持たせた仕様書の作成を行うこととする。
13	46	第4-1 県立病院課	(5) 固定資産管理プロセス	意見	県立病院課	(意見) 固定資産の減損に関して、毎年の決算にあたり、3病院ともに減損処理の可否についての判断を行い、その経過を記録として保管する必要がある。	平成29年度決算より、予算編成時に判断した減損処理の可否について、決算時に再確認し、必要に応じて減損処理を実施することとした。 また、その判断経過の記録を保管することとした。
14	52	第4-1 県立病院課	(9) 財務プロセス	意見	県立病院課	(意見) 貸借対照表の残高のうち長期に渡り変動がないものについては、内容を確認し、解消に向けて検討を行うことが望ましい。	貸借対照表の残高のうち長期に渡り変動がないものについては、内容を精査し、解消に向けて検討を進めることとした。

平成29年度包括外部監査 意見に対する措置状況

報告書 ページ	大項目	小項目	区分	所管課	内容	講じた措置等	
16	59	第4-2 中央病院	(2) 収入プ ロセス	意見	県立病院課	<p>(意見) 会計処理に必要な資料の入手を組織的に確認し、起票すべき仕訳の漏れを抑制するプロセスを追加すべきである。</p>	<p>収入調定処理における必要書類についての引継が不十分であったことから、平成30年4月に引継体制を整備するとともに、決裁の際には必ず入金通知等を証拠書類として添付することとした。</p> <p>また、調定漏れや金額の誤りが無いか、複数人でチェックする体制を整備した。</p>
17	59	第4-2 中央病院	(2) 収入プ ロセス	意見	県立病院課	<p>(意見) 入金消込に係る入力手続きをはじめ、表計算ソフトを利用に当たっては、入力規則やルールを確実に引き継ぎが行われるようにマニュアルの作成が必要である。また、入力誤りが生じないよう、シートの保護設定や入力可能なセルを限定するなどの対応を講ずることが望まれる。</p>	<p>各作業ごとのマニュアルは作成されているが、担当者ごとのものとなっているため、内容の整理・見直しを行い、系統立った収入調定作業マニュアルを今年度内に作成予定である。</p> <p>また今年度から、表計算ソフトの計算式が入力されているセルにシート保護を行い、誤入力の防止を図った。</p>
18	60	第4-2 中央病院	(2) 収入プ ロセス	意見	県立病院課	<p>(意見-共通1) 個別・重点管理先に対しての年度ごとの対応を整理し、当該取組みによる効果等の事後検証を行った上で、有効な債権回収に努めるべきである。</p>	<p>回収困難案件については、個別に状況を確認し、知事部局と連携して速やかに法的措置を検討することとした。</p> <p>また、今年度9月から、院内に「未収金対策担当者会議」を設置し、来院時の対応や公費制度の利用の可否等の協議を行い、未収金担当者や医事課外来・入院担当者等で個別・重点管理先についての情報共有を図ることとした。</p>

平成29年度包括外部監査 意見に対する措置状況

報告書 ページ	大項目	小項目	区分	所管課	内容	講じた措置等	
19	63	第4-2 中央病院	(3) たな卸 資産管理プロ セス	意見	県立病院課	<p>(意見) 有効な在庫管理や盗難・紛失などの早期発見の観点から、受払処理に基づく在庫数量とたな卸金額と、実地たな卸による在庫数量とたな卸金額との差異を把握し、原因追及できる体制を構築するとともに、適正に財務諸表へ反映することが望まれる。</p>	<p>高額薬品や劇薬等については、受払の都度行う在庫記録を徹底し、正確な数量を把握するとともに、棚卸時に、より厳正な管理を行うこととした。</p> <p>また、廃棄届に、具体的廃棄数量を記載させることで、差異の原因を確認できるようにし、その結果を棚卸減耗費として適正に財務諸表へ反映することとした。</p>
23	66	第4-2 中央病院	(4) 固定資 産管理プロ セス	意見	県立病院課	<p>(意見) パソコン等情報端末についても、固定資産台帳（会計基礎資料）との突合せが行われておらず、現物管理が徹底されていない。パソコンについては、個人情報の管理の観点からも、現物の管理及び廃棄時の確認を徹底する必要がある。</p>	<p>パソコン等の情報端末を含めた固定資産の実査を行う。</p> <p>また、従来から実施している廃棄・返却時の個人情報削除について本年3月に改めて周知徹底した。</p>
24	66	第4-2 中央病院	(4) 固定資 産管理プロ セス	意見	県立病院課	<p>(意見) 除却申請する際に使用される「医療器械及び備品返納伝票」の様式が、病理検査室と手術室とで異なっている。病院全体として当該様式を統一することが望まれる。</p>	<p>今年度、除却時の手続きおよび申請様式である「医療器械及び備品返納伝票」を院内で様式を統一し、各部署に周知徹底した。</p>

平成29年度包括外部監査 意見に対する措置状況

報告書 ページ	大項目	小項目	区分	所管課	内容	講じた措置等	
26	68	第4-2 中央病院	(4) 固定資産管理プロセス	意見	県立病院課	(意見ー共通2) 会計処理を行うに当たって、必要な情報を明確にし、徹底して引き継がれるよう、体制を構築する必要がある。	重要な会計処理を行うに当たり、引き継ぐべき情報を明確にした業務マニュアルを作成することとし、本年3月の担当者会で病院局ワーキンググループ立ち上げを提案し、6月に立ち上げ、8月に初会合を行った。 当該業務マニュアルを事務引継時の必須資料とし、確実に引き継がれる体制とした。
27	71	第4-2 中央病院	(5) 給与支払プロセス	意見	県立病院課	(意見ー共通3) 学会関連経費について、経費承認事由の記録が残されていない。医業収益獲得のために貢献する費用で、かつ病院として負担すべき対象であることを確認した記録を残すことが望まれる。	学会関連経費については、院内の「医療従事者の自己啓発に対する支援要綱」等により事前審査が行われており、本年4月からは、当該審査に基づく支出であることを執行何に明記することとした。
29	76	第4-3 丸亀病院	(1) 運営状況	意見	県立病院課	(意見ー共通4) 診療科ごとの収支又はそれに代わる指標などにより、診療科ごとの経営状況を把握することが望まれる。	診療科ごとの経営状況を把握するため、平成30年度から診療科ごとの主な収益(入院収益・外来収益)と費用(材料費)の分析を開始し、経営改善につなげていくこととした。
30	76	第4-3 丸亀病院	(1) 運営状況	意見	県立病院課	(意見ー共通5) 病院の運営会議において、中期実施計画等との比較を実施し、計画の遂行状況及び運営上の課題について検討し、その結果について、県立病院課及び病院職員等と情報を共有することが望まれる。	運営会議において、本年5月から患者数、収支状況、中期実施計画の達成状況などの課題を院内で情報共有することとし、経営改善につなげていくこととした。 また、平成29年度中に議事録と資料を県立病院課に送付することとし、情報共有を始めた。

平成29年度包括外部監査 意見に対する措置状況

報告書 ページ	大項目	小項目	区分	所管課	内容	講じた措置等	
31	76	第4-3 丸亀病院	(1)運営状 況	意見	県立病院課	(意見ー共通6) 委員会等での審議事項を共有するため、重要委員会の議事録について、県立病院課に資料回付することを検討すべきである。	平成29年度中に、病院経営の重要事項について決定する重要委員会である運営会議の議事録と資料を毎月県立病院課に送付することとした。
32	79	第4-3 丸亀病院	(2)収入プ ロセス	意見	県立病院課	(意見ー共通1) 個別・重点管理先に対しての年度ごとの対応を整理し、当該取り組みによる効果等の事後検証を行った上で、有効な債権回収に努めるべきである。	回収困難案件については、個別に状況を確認し、知事部局と連携して速やかに法的措置を検討することとした。 また、院内会議を通じて、来院時の対応や公費制度の利用の可否等の協議を行い、未収金担当者や外来・入院担当者等で個別・重点管理先についての情報共有を図ることとした。
33	80	第4-3 丸亀病院	(2)収入プ ロセス	意見	県立病院課	(意見) 次回の医事会計システム更新時には、日常的な収入計上などの自動集計機能の設定など、経理処理の効率化を念頭においた仕様の検討が望まれる。	現行のシステムは平成27年に導入しており、次回のシステム更新時には費用対効果や技術的対応の可否なども十分検討し、経理処理の効率化につながる仕様を作成する。
36	84	第4-3 丸亀病院	(7)経費未 払金プロセ ス	意見	県立病院課	(意見) 学会年会費の病院負担に関する明示的な規程や内規がないため、策定が望まれる。	平成30年4月に病院が負担する年会費等の支出基準に関する内規を作成し、周知徹底した。
37	87	第4-4 白鳥病院	(1)運営状 況	意見	県立病院課	(意見) 議事録の記載が不足している状況にある。経営委員会議事録は、議論の内容と結論について、発言者の氏名と併せて記録することが望ましい。	平成29年度中の会議から、経営委員会議事録を詳細に記録し、議論の内容と結論を、発言者の氏名と併せて記録することとした。

平成29年度包括外部監査 意見に対する措置状況

報告書 ページ	大項目	小項目	区分	所管課	内容	講じた措置等
38 87	第4-4 白鳥病院	(1)運営状 況	意見	県立病院課	(意見ー共通5) 病院の経営委員会において、中期実施計画等との比較を実施し、計画の遂行状況及び運営上の課題について検討し、その結果について、県立病院課及び病院職員等と情報を共有することが望まれる。	病院の最高意思決定機関である経営委員会において、本年5月から患者数、収支状況、中期実施計画の達成状況などの課題を院内で情報共有することとし、経営改善につなげていくこととした。 また、平成29年度中に議事録と資料を県立病院課に送付することとし、情報共有を始めた。
39 88	第4-4 白鳥病院	(1)運営状 況	意見	県立病院課	(意見ー共通4) 診療科ごとの収支又はそれに代わる指標などにより、診療科ごとの経営状況を把握することが望まれる。	診療科ごとの経営状況を把握するため、平成30年度から診療科ごとの主な収益（入院収益・外来収益）と費用（材料費）の分析を開始し、経営改善につなげることとした。
40 88	第4-4 白鳥病院	(1)運営状 況	意見	県立病院課	(意見ー共通6) 委員会等での審議事項を共有するため、重要委員会の議事録について、県立病院課に資料回付することを検討すべきである。	平成29年度中に、病院経営の重要事項について決定する重要委員会である経営委員会の議事録と資料を毎月県立病院課に送付することとした。
41 90	第4-4 白鳥病院	(2)収入プ ロセス	意見	県立病院課	(意見) システムで処理できない医療請求について、委託先が作成するエラーリストについて、漏れなく請求が行われるよう、病院医事担当でも管理状況を確認する必要がある。	平成29年度中に、病院医事担当者も毎日医事システムからエラーリストを抽出し、委託業者の請求もれがないよう確認するダブルチェック体制とした。

平成29年度包括外部監査 意見に対する措置状況

報告書 ページ	大項目	小項目	区分	所管課	内容	講じた措置等	
42	91	第4-4 白鳥病院	(2)収入プ ロセス	意見	県立病院課	(意見) 請求事務は複雑であるが、業務全体を把握しているのは、現在の担当者1名のみであり、業務内容を整理した文書もない。実施業務を整理し、業務マニュアル等を作成する必要がある。	各人が業務全体の流れを把握し、担当業務の位置づけを明確に理解できるよう、業務内容を整理した業務マニュアルを年度内に作成し、複数人が業務全体を把握する体制を確立する。
43	92	第4-4 白鳥病院	(2)収入プ ロセス	意見	県立病院課	(意見-共通1) 個別・重点管理先に対しての年度ごとの対応を整理し、当該取組みによる効果等の事後検証を行った上で、有効な債権回収に努めるべきである。	回収困難案件については、個別に状況を確認し、知事部局と連携して速やかに法的措置を検討することとした。 また、院内会議を通じて、来院時の対応や公費制度の利用の可否等の協議を行い、未収金担当者や外来・入院担当者等で個別・重点管理先についての情報共有を図ることとした。
44	92	第4-4 白鳥病院	(2)収入プ ロセス	意見	県立病院課	(意見) 住民票については、住民票取得ファイルに手順にファイルされているが、債務者ごとに未収金整理簿と合わせて管理することが望ましい。	平成29年度中に、住民票を未収金整理簿にファイリングし、債務者ごとに管理することとした。
45	92	第4-4 白鳥病院	(2)収入プ ロセス	意見	県立病院課	(意見) 債権回収において、3病院で連携した取組みを行うことが望まれる。	県外等の遠隔地の臨戸訪問対象者について、3病院で同一地域への訪問予定日や人員を調整し、経費・人員の節減を図ることとした。
46	93	第4-4 白鳥病院	(2)収入プ ロセス	意見	県立病院課	(意見) 未収金整理簿への転記事務が煩雑であるため、未収金整理簿作成事務を効率的に行う方法について、検討が望まれる。	中央病院の未収金管理システムを参考に、費用対効果も勘案し、導入に向けた調査を今年度開始した。

平成29年度包括外部監査 意見に対する措置状況

報告書 ページ	大項目	小項目	区分	所管課	内容	講じた措置等	
47	93	第4-4 白鳥病院	(2) 収入プロセス	意見	県立病院課	(意見) 未収金管理要領に則して、時効期限が到来している債権など不納欠損処理対象については適時に処理するなど、県の債権放棄等に係る指針に沿って、処理を行う必要がある。	「県の債権放棄等に係る指針」に沿って速やかに不納欠損処理を行うこととした。
48	95	第4-4 白鳥病院	(3) たな卸資産管理プロセス	意見	県立病院課	(意見) 診療材料費等を合理的に削減する上でも、単価の分析などの作業を明確にして、定期的なモニタリングを実施することが望まれる。	診療材料費については、今年度5月から院内物流管理システムを活用し、毎月の増減要因の品目を分析・抽出することで、コスト削減をはかることとした。 薬品費については、今年度6月から最新のベンチマーク情報をもとに当院の値引率と比較した表を作成し、単価分析することとした。
51	97	第4-4 白鳥病院	(4) 固定資産管理プロセス	意見	県立病院課	(意見) 使用廃止などと合わせて、遊休資産の利活用を適時に検討すべきである。	今後使用廃止等により遊休資産となる施設については、廃止後の資産の利活用を適時に検討することとした。
52	98	第4-4 白鳥病院	(4) 固定資産管理プロセス	意見	県立病院課	(意見-共通2) 会計処理を行うに当たって、必要な情報を明確にし、徹底して引き継がれるよう、体制を構築する必要がある。	重要な会計処理を行うに当たり、引き継ぐべき情報を明確にした業務マニュアルを作成することとし、本年3月の担当者会で病院局ワーキンググループ立ち上げを提案し、6月に立ち上げ、8月に初会合を行った。 当該業務マニュアルを事務引継時の必須資料とし、確実に引き継がれる体制とした。
53	100	第4-4 白鳥病院	(5) 給与支払プロセス	意見	県立病院課	(意見-共通3) 学会関連経費について、経費承認事由の記録が残されていない。医業収益獲得のために貢献する費用で、かつ病院として負担すべき対象であることを確認した記録を残すことが望まれる。	学会関連経費については、平成29年度中に執行何に公費負担とする理由を必ず記載することとした。 また、「医療従事者の自己啓発に対する支援要綱」を今年度中に定めることとした。

平成29年度包括外部監査 意見に対する措置状況

報告書 ページ	大項目	小項目	区分	所管課	内容	講じた措置等	
55	101	第4-4 白鳥病院	(9) その他	意見	県立病院課	照合することが求められている文書について、照合した証跡が残されていないものがあり、照合されたことが後日検証できない状況となっている。	平成29年度中に小口資金整理簿等の照合が必要な文書について、担当者以外の者が、照合確認したうえで、照合した証跡を残すこととした。
58	102	第4-4 白鳥病院	(9) その他	意見	県立病院課	一定期間経過後の預り金のうち、未収債権に該当しないものについては、返金処理や雑収入の計上などの管理ルールを定めることが望まれる。	未収債権に該当しない預り金については、速やかに返金処理を行うこととし、一定期間経過後の預り金については、今年度中に管理手続を定めて、適切に会計処理することとした。
1	129	第3-2 募集停止	(2)すべての住棟が耐用年限を迎え、移転促進の対象となっている団地	意見	住宅課	(意見) 共用部の管理が十分にできないほど、入居戸数が減少した場合の団地の管理方法について、検討する必要がある。	現行の指定管理に関する協定において、用途廃止が予定され、入居者による団地の清掃活動等維持活動が困難になると見込まれる団地の維持管理のあり方について、平成30年度第3四半期までに、指定管理者と県で協議を行う。
4	147	第3-3 利用されていない資産	(1) 建物	意見	住宅課	(意見) 一棟が空家になった場合、速やかに用途廃止を行い、取り壊すことを原則とすることが望まれる。	平成30年3月に、全戸空家となった住棟3棟12戸を用途廃止した。今後も継続して実施する。また、倒壊など危険なものについては、優先順位を付して、計画的に取り壊しを進めていく。
5	147	第3-3 利用されていない資産	(1) 建物	意見	住宅課	(意見) 国分寺団地については、用途廃止済み団地が広い面積を占めている。空地を含め、今後の利用方法等について、早急に検討することが望まれる。	これまでも跡地利用について検討してきたところであるが、引き続き、有効な利活用が図られるよう、他県の事例調査などを行う。

平成29年度包括外部監査 意見に対する措置状況

報告書 ページ	大項目	小項目	区分	所管課	内容	講じた措置等
6 153	第4-1 県営住宅の 管理方法	(3)指定管 理者の業務 実施状況に 対する管理	意見	住宅課	(意見) 指定管理者の巡回管理人等が、県営住宅の運営上の問題を認識した場合には、問題の原因と、県あるいは指定管理者の対応、その顛末まで情報共有のうえ、記録する必要がある。	平成30年4月から県営住宅の運営上の問題等について県と指定管理者で情報共有するため、巡回管理人の日報に対応した記録様式を定め、巡回管理人からの情報提供等を記録し、県及び指定管理者で閲覧することとした。
7 154	第4-1 県営住宅の 管理方法	(3)指定管 理者の業務 実施状況に 対する管理	意見	住宅課	(意見) 次回選定にあたっては、指定管理者の選定方法について、その時の状況に合わせ、非公募とすることも検討する必要があると思われる。	指定管理者の選定は、特別の場合を除き、原則として公募により行うことから、現状では、公募によるべきと考えるが、平成33年度からの指定管理者の募集に当たっては、改めて公募の可否について検討する。
8 156	第4-1 県営住宅の 管理方法	(3)指定管 理者の業務 実施状況に 対する管理	意見	住宅課	(意見) 直島町から県に提出する事業報告の委託費内訳は、実態に即して作成する必要がある。定額のものについては、定期的に見直しを行い、人件費については、直島町職員の業務時間等を併せて記載することが望まれる。	事業報告の委託費内訳は、実態に即したものを直島町に作成させる。定額のものについては、平成30年9月に見直しを行い、定額であった通信運搬費、コピー料、燃料費については実績額を記載することとした。また、事業実績報告のうち、人件費については直島町職員の業務従事時間を併記させることとした。
9 157	第4-1 県営住宅の 管理方法	(4)指定管 理者の選定	意見	住宅課	(意見) 県の公表資料と、実際に委員が評価した項目の表現が異なる項目があり、実際に委員が評価した文言で公表するべきである。	次期の指定管理者の選定では、評価委員が実際に評価した文言により公表することとした。
10 157	第4-1 県営住宅の 管理方法	(4)指定管 理者の選定	意見	住宅課	(意見) 指定管理者の選定に当たり、委員が特別低い評価を行った場合には、その理由について確認し、その上で最終的に指定管理者として選定することが妥当であると判断した根拠について、記録しておくことが望まれる。	今後、指定管理者の選定では、評価の理由について、評価委員会で明確にするとともに、指定管理者として選定することが妥当と判断する根拠について記録することとした。
11 166	第4-2 入居手続き	(7)公募外 の入居	意見	住宅課	(意見) 登録入居に回す空室を決定する過程について、恣意的に行われていないことが示されるよう、決定根拠を記録することが望まれる。	平成30年3月募集から登録者用住戸の決定過程について、指定管理者が、決定根拠を記録し、保存することとした。

平成29年度包括外部監査 意見に対する措置状況

報告書 ページ	大項目	小項目	区分	所管課	内容	講じた措置等	
12	166	第4-2 入居手続き	(7)公募外 の入居	意見	住宅課	(意見)登録順に連番を記載し、漏れなく処理されていることがわかるように、番号ごとのリストに経過を記録することが望まれる。	平成30年3月募集から、登録順に連番を記載し、番号ごとに経過を記録することとした。
13	166	第4-2 入居手続き	(8)入居手 続き	意見	住宅課	(意見)暴力団員でないことについて、女性の単身入居及び母子世帯に関しても、漏れなく照会する必要がある。	平成30年1月から、暴力団員でないことについて、女性の単身入居及び母子世帯も、暴力団照会をすることとした。
15	173	第4-3 家賃	(4)本来入 居者の家賃 計算	意見	住宅課	(意見)木太コーポラスについては、今後の方針について、仮住居として使用後にどのように対応するのか、県としての方針を再検討することが望まれる。	香川県営住宅長寿命化計画の次期(計画期間 平成33~42年度)の見直しにおいて、木太コーポラスの今後の方針について明記する。
16	174	第4-3 家賃	(5)収入の 把握	意見	住宅課	(意見)押印などで枠を作り、チェックシートに代えている書式につき、次のシステム更新時には、内部処理欄等として、はじめから用紙に印刷する方法により、押印等の手間を省き、また、処理漏れがないようにすることについて、検討することが望まれる。	県営住宅管理システムの次期(平成35年10月~)の更新に合わせて、出力帳票の内部処理欄を設定する。
17	174	第4-3 家賃	(5)収入の 把握	意見	住宅課	(意見)次のシステム更新時には、システム上又は入力資料により、入力日、入力者、確認日、確認者が合わせて確認できるようなシステム設計を行うことについて、検討が望まれる。	県営住宅管理システムの次期(平成35年10月~)の更新では、入力日、入力者、確認日、確認者のデータを保持できるようにする。
18	175	第4-3 家賃	(5)収入の 把握	意見	住宅課	(意見)収入申告の内容について、不動産所得の有無を確認するとともに、不動産所得のある場合、どのように対応するかあらかじめ目安を設ける必要がある。	平成30年6月からの収入申告について、不動産所得の有無を確認することとした。 不動産所得があるときは、その内容を入居者からの聞き取り、現地調査等を行う、住宅の明渡しを求める必要のあるものは、弁護士と協議しながら対応する、とする対応方針を平成30年5月に定めた。

平成29年度包括外部監査 意見に対する措置状況

報告書 ページ	大項目	小項目	区分	所管課	内容	講じた措置等	
19	176	第4-3 家賃	(5)収入の 把握	意見	住宅課	(意見-共通1) 指定管理者の巡回管理人等が、県営住宅の運営上の問題を認識した場合には、問題の原因と、県あるいは指定管理者の対応、その顛末まで情報共有のうえ、記録する必要がある。	平成30年4月から県営住宅の運営上の問題等について、問題の原因と、県あるいは指定管理者の対応、その顛末まで県と指定管理者で情報共有するため、巡回管理人の日報に対応した記録様式を定め、巡回管理人からの情報提供等を記録し、県及び指定管理者で閲覧することとした。
22	184	第4-4 家賃及び駐 車場使用料 未収入金管 理	(2)管理手 続き	意見	住宅課	(意見) 債権残高を把握できるよう月次でシステム上の入金額の照合を行うことが望まれる。	平成30年4月から月次でシステム上の入金額の照合を行っている。
23	185	第4-4 家賃及び駐 車場使用料 未収入金管 理	(2)管理手 続き	意見	住宅課	(意見) 家賃の振替納付者のうち、振替不能の比率を下げる工夫が必要と思われる。	平成30年3月分以降の家賃の督促状に添付する文書に、口座振替日までに座残高を確認するように記載し、注意喚起することとした。
24	189	第4-4 家賃及び駐 車場使用料 未収入金管 理	(2)管理手 続き	意見	住宅課	(意見) 税務課と協同管理できない債権のうち、回収が困難と見込まれるものについては、外部委託による徴収についても検討が望まれる。	平成30年度前半で、調査検討を行い、住宅の明渡訴訟の代理人を依頼している弁護士に委託し、平成31年度から実施できるよう、予算に反映させる。
26	192	第4-5 退去手続き	(2)退去手 続き	意見	住宅課	(意見) 施設、病院への入所、入院のため、長期不在届を出している入居者の家賃が滞った場合には、速やかに安否の確認をすることが望まれる。	長期不在者の滞納が発生したときには、不在届や県で保管している緊急連絡先に記載されている連絡先に確認するなどして、安否を確認することとした。
27	195	第4-5 退去手続き	(2)退去手 続き	意見	住宅課	(意見) 指定管理者等が、県営住宅の運営上の決定を行った場合には、その決定過程を後日説明できるよう、記録する必要がある。	平成30年4月から、県営住宅の管理運営上の決定を事項については、検証、協議した記録を作成し、県及び指定管理者で保管することとした。

平成29年度包括外部監査 意見に対する措置状況

報告書 ページ	大項目	小項目	区分	所管課	内容	講じた措置等	
28	195	第4-5 退去手続き	(2)退去手 続き	意見	住宅課	(意見)退去時に、入居者と管理者が双方で荷物の搬出、付属物の撤去などの原状復帰が完了していることを確認する書式を作成することが望まれる。	退去検査時に使用する様式を、原状回復したことを入居者と管理者で確認後、押印できるように改正し、平成30年4月の退去から入居者及び及び管理者で確認している。
29	199	第4-5 退去手続き	(5)直島団 地	意見	住宅課	(意見)「香川県営住宅直島団地住まいのしおり」については、「香川県」と記載して入居者に渡されるものである。必要と思われる事項が記載されているか、香川県でも確認することが望まれる。	現在使用しているしおりについては、内容について誤りがないことを平成30年3月に確認した。また、今後、管理先の直島町において改正するときには、予め、内容を確認することとした。
30	201	第4-6 移転補償	(2)平成28 年度の移転 補償	意見	住宅課	移転を決定した時の居住者名簿を保管し、移転の経過状況について、移転終了まで管理することが望まれる。	平成30年度から、県において移転対象者の名簿を作成し、移転料支払い等移転の経過について記録し、移転終了まで管理することとした。
33	208	第4-9 駐車場	(3)県設置 住宅駐車場の 現況	意見	住宅課	(意見)申請日付と使用開始日が同一であるなど、申請日と使用開始日の間に事務処理に必要と思われる期間が十分でないのが見られた。	使用開始に必要な事務処理期間を1週間とし、平成30年3月募集からは、住宅の入居許可申請と同時に駐車場の使用許可申請を提出することとした。
34	208	第4-9 駐車場	(3)県設置 住宅駐車場の 現況	意見	住宅課	(意見)少なくとも、委託費を支払っている自治会については、自治会の資金管理について、適正に行われていることについて、確認を行う必要がある。	平成29年度徴収分について、指定管理者が駐車場会計に決算報告の収支を精査し、不備のあったものについては、再度の報告、再提出を求めた。
35	208	第4-9 駐車場	(3)県設置 住宅駐車場の 現況	意見	住宅課	(意見)個人名義のみの口座に、指定管理者が委託費を振り込むことは適当ではない。自治会の口座であることがわかる口座名義への書き換えについて、指導することが望まれる。	平成30年度から自治会名義の口座への振り込みに変更するよう、指定管理者から自治会に対して指導した。

平成29年度包括外部監査 意見に対する措置状況

報告書 ページ	大項目	小項目	区分	所管課	内容	講じた措置等	
36	209	第4-9 駐車場	(3)県設置 住宅駐車場の 現況	意見	住宅課	(意見) 駐車スペースとして利用することが適当でないところを駐車スペースとしている団地がないか、適宜確認することが望まれる。	平成30年度から、指定管理者が、団地内の駐車スペースの適格性について、半年に1回程度確認することとした。
37	209	第4-9 駐車場	(3)県設置 住宅駐車場の 現況	意見	住宅課	(意見) 駐車場について、長期に滞納すると、使用許可を取り消す規定を設けることについて、検討することが望まれる。	平成30年9月議会で県営住宅条例を改正し、明渡しの規定を含む駐車場の管理規定を整備した。
38	211	第4-10 共用部分	(1)総論	意見	住宅課	(意見) 団地は、住居であるとともに、公費をもって建設された行政財産であり、秩序正しく団地が使用されるよう、根気強く管理を促す必要がある。	指定管理者の巡回管理者が、団地内の巡回中に気づいたことを自治会に伝えるなど、団地の管理についての自治会活動を補完しながら、自治会に対し適正に管理するよう指導する。
39	211	第4-10 共用部分	(1)総論	意見	住宅課	(意見) 昭和団地の前庭については、街中にも関わらず、植物が繁茂した状態になっており、適切に維持管理されているとは言えない。今後の管理方法について住民と調整することが望まれる。	平成30年3月に、指定管理者が自治会と調整し、樹木の伐採、整地を行った。
40	212	第4-10 共用部分	(2)道路	意見	住宅課	(意見) 県営住宅の進入路、通路のうち、公道とすべきものがないか、検討を行い、公道とすべきものがあれば、県の道路担当部署あるいは県営住宅のある市町に移管することについて、検討することが望まれる。	住宅の用途廃止、建替え等の機会に、団地内の通路について公道とすべきものかどうかを検討し、団地の所在する市町と情報交換する。
41	212	第4-10 共用部分	(3)公園・ 遊具	意見	住宅課	(意見) 遊具のうち、土管については、防犯上も衛生上も課題が多いと思われる。居住者の意見を聞きながら、撤去を前提として検討することが望まれる。特に、屋島団地の土管については、遊具とも思われず、内部に複数のごみのかたまりが見られた。早急に撤去、あるいは内部に詰め物をする、などの対応を行うことが望まれる。	平成30年3月に、指定管理者が、すべての土管を撤去又は内部に入れないように処置した。
42	212	第4-10 共用部分	(3)公園・ 遊具	意見	住宅課	(意見) 公営住宅の遊具を全て維持するのか検討のうえ、管理方針を明確にすることが望まれる。団地の自治会等で草刈等ができない場所にある遊具については、撤去することを検討する必要がある。	平成30年4月に、指定管理者が、自治会と調整後、遊具はすべて撤去した。

平成29年度包括外部監査 意見に対する措置状況

報告書 ページ	大項目	小項目	区分	所管課	内容	講じた措置等	
45	214	第4-10 共用部分	(6)自転車 置場	意見	住宅課	(意見) バイクについては、自動車に準じて指定管理者に管理を任せるか、自治会で自転車とともに管理するのか、管理責任の所在を明確にし、放置自転車については、定期的に整理されるようルールを明確にすることが望まれる。	自治会において放置自転車、放置バイクともに処分等の対応する。また、自治会に、定期的に駐輪場の整理をするように、平成30年6月に指定管理者から自治会に指導するように伝え、撤去された。
47	215	第4-10 共用部分	(8)私有物	意見	住宅課	(意見) 共有部分におかれている私物について、自転車と同様に現況を見直し、撤去を求めることが望まれる。	平成30年4月に、指定管理者が、共用部の私物を撤去するよう自治会に指示し、平成30年6月に撤去を確認した。また、入居者が共用スペースに私物を置かないよう、平成30年6月に掲示した。
48	216	第4-10 共用部分	(9)自治会 が管理する 施設	意見	住宅課	(意見) 自治会により共用部に設置された倉庫については、その旨表示することが望まれる。	平成30年4月に、自治会設置の倉庫について、自治会設置である旨表示するように指定管理者から自治会に依頼し、当月中に表示があることを確認した。
49	221	第4-12 連絡員	(3)委嘱手 続き	意見	住宅課	(意見) 連絡員は県からの委嘱により職務を行う者であることから、氏名、居住する団地は、重要な情報といえ、漏れなく記載するよう、指導することが望まれる。	平成31年度からの連絡員の推薦状には、氏名や居住する団地名等すべての情報を記載させることとした。
50	222	第4-12 連絡員	(3)委嘱手 続き	意見	住宅課	(意見) 次の事項について記載された連絡員に関する規定を設けることが望まれる。 ①資格要件、②任期、③宣誓書の入手を含む選任手続き、④解嘱規定	平成30年4月に、指定管理者が連絡員に関し、①資格要件、②任期、③宣誓書の入手を含む選任手続き、④解嘱を含む規定を策定し、平成31年度の委嘱手続きから適用させることとした。
51	223	第4-12 連絡員	(4)報酬	意見	住宅課	(意見) 連絡員に対する報酬の考え方、連絡員の担当戸数の上限について、検討することが望まれる。	平成30年4月に、連絡員規程の作成と併せて報酬、担当戸数の上限について検討した。検討の結果、入居者の高齢化に伴う連絡員のなり手不足という理由から平成31年以降も現状のとおりとすることとした。

平成29年度包括外部監査 意見に対する措置状況

報告書 ページ	大項目	小項目	区分	所管課	内容	講じた措置等
52	224	第4-13 請負・委託 契約	(2) 委託契 約	意見	住宅課	<p>(意見) 予定価格が低すぎて、落札者が現れない入札業務については、その原因を調査し、次回の入札事務に活かすよう、記録することが望まれる。</p> <p>落札者が現れない入札業務については、入札不調の度にその原因を調査・記録し、次回の入札事務に入札不調がないように反映させることとした。</p>